

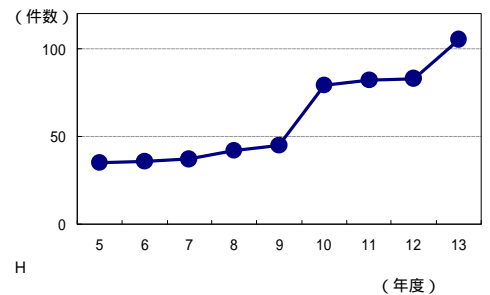
悪臭規制方法を変更しました

近年、市民の環境意識の高まりとともに、悪臭苦情は増加傾向にあります。

広島市では、これまで、悪臭防止法に基づき、アンモニアや硫化水素など2物質の濃度を分析して規制する方法を用いてきましたが、この方法では、色々なにおいが混じった複合臭や規制対象外の悪臭物質によるにおいについては、対応が困難な状況にありました。

このため、規制方式を、人間の嗅覚を利用して悪臭の程度を数値化する臭気指数規制に変更し、規制対象地域も市内全域に広げました。

広島市における悪臭苦情件数の推移



臭気指数とは

臭気指数規制は、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を判定する規制方法です。

臭気指数は、事業場で採取した空気や水を無臭空気(水)で希釈して、嗅覚検査に合格した人6名がにおいをかぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出します。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{希釈倍率})$$

例えば

採取した空気を無臭空気ですら10倍に薄めたときにおいがしなくなったら

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(10) = 10$$

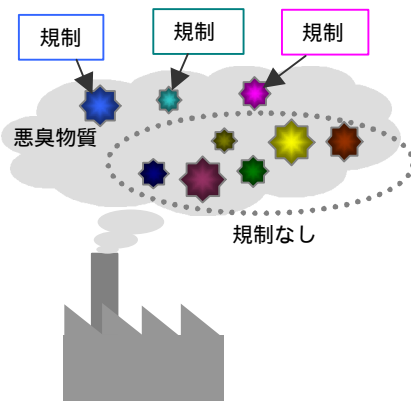
採取した空気を無臭空気ですら30倍に薄めたときにおいがしなくなったら

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(30) = 15$$

これまでの規制との違いは

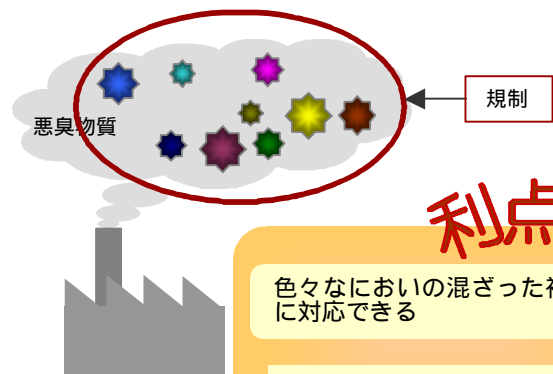
従来の規制

悪臭物質毎の濃度で規制



臭気指数規制

におい全体の程度で規制



規制の対象となるものは

全ての工場・事業場が対象となります。(家庭、建設工事、自動車等は対象外)

規制地域

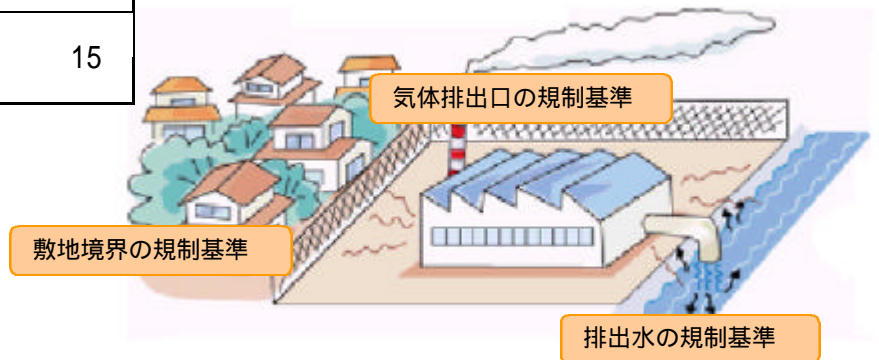
市内全域

規制基準

敷地境界の規制基準

住居系地域	臭気指数	10
商業系地域		13
市街化調整区域		
工業系地域		15
都市計画区域外		

住居系地域: 第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域
第1・2種住居地域、準住居地域
商業系地域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域
工業系地域: 工業地域、工業専用地域



規制基準には、工場・事業場の敷地境界、気体排出口、排出水の3つの基準があります。

敷地境界の規制基準 : 上表のとおり (臭気強度2.5にあたる臭気指数10~15の範囲での規制)

臭気強度	0	1	2	2.5	3	3.5	4	5
	無臭	やっと感知できる臭い	何の臭いかわかる臭い	2と3の間	臭い感知できる臭い	3と4の間	強い臭い	強い臭い

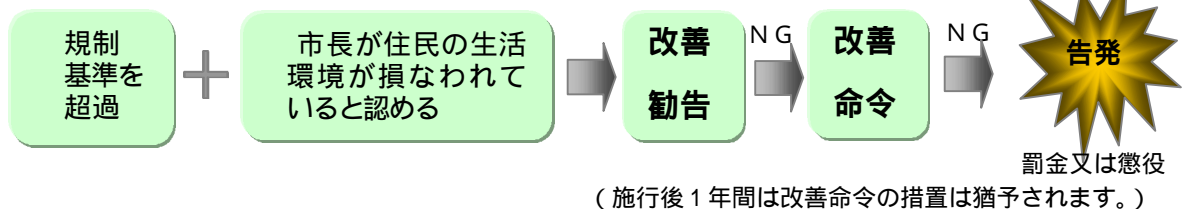
気体排出口の規制基準 : 最大着地濃度が敷地境界の規制基準に適合するように、大気拡散式を用いて事業場ごとに算出

排出水の規制基準 : 敷地境界の規制基準 + 1.6

罰則等

下図の 及び の両方に該当する場合、市長は改善勧告を行うことができます。

この改善勧告に従わない場合は、改善命令を行うことができ、命令に違反した者には罰則が科せられます。(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



施行日

平成16年1月1日から施行しています。

